

デザイン学会誌
「デザイン学研究・作品集」投稿規定
作品審査委員会

第1条（目的）

日本デザイン学会では、デザイン研究の進歩発展とデザイン実践の質向上に寄与することを目的に、デザインの成果物とそのデザインプロセスの論述を掲載する「デザイン学研究・作品集（以下、作品集）」を掲載・発表するものである。作品集は「作品論文」および、論述の資料として「作品ムービー」で構成される。尚、作品集に掲載されたものは「デザイン学研究」に掲載される論文と同等の価値を学会として認める。

第2条（投稿資格）

「作品集」の投稿者は、当学会正会員、学生会員、名誉会員とする。ただし、筆頭著者以外の共著者はこれに拘束されない。

第3条（作品集の内容）

「作品集」に掲載する作品論文は未発表の原著とする。ただし、次のものは投稿できるものとする。当学会大会の研究発表および概要集での発表、当学会誌特集号での発表、当学会研究部会での報告や発表、シンポジウムや国際会議等での発表、大学の紀要および研究所や会社での部内報告や発表など、原著論文として複数の査読者による審査を経ていないものは「作品集」に投稿できる。また作品ムービーについては未発表の原著であることは求めない。

(1) 作品は以下の2類に大別する。

a類：具体化され社会的認知を得ている作品

b類：研究的あるいは実験的な提案としての試作品

(2) 作品論文とは、自らが参加したデザインの成果物およびそのデザインプロセスに関する省察を論述したものである。すなわち、成果の具体的な内容と目的、その造形性、先見性、独創性、社会性などへの言及とともに、デザイン展開プロセスの構成とそれを展開した行為と思考の特性について論述されていること。合わせてそれらがデザイン学として価値ある知見を含んでいること。また、萌芽的なデザインであっても、成果物が先進性や独創性に富み、その展開プロセスに関する新しい探求や価値ある考察があり、その発展性が大いに期待できるものであることが求められる。

(3) 作品ムービーとは、作品論文で示したデザイン成果物や展開プロセスの特徴を示す資料映像をいう。

(4) 投稿は次の2種類を選択できる。

I：作品論文のみ

II：作品論文と作品ムービー

第4条（作品論文の頁数、および作品ムービーの尺）

作品論文の長さは4頁あるいは6頁とする。作品ムービーの尺は3分以内とする。

第5条（投稿の手続き）

作品集への投稿は、学会ウェブサイトの「論文・作品集／作品投稿案内」の「作品集への投稿から掲載までの手順」に従ってそれを行う。

作品集へ投稿する作品論文の原稿、および作品ムービーの映像原稿は、本規定および執筆要領に従って記述・制作する。各1部を電子データで投稿する。

第6条（投稿料）

投稿する者は、投稿期間内に別途定める「投稿料」を納入する。

第7条（作品論文、作品ムービーの審査）

投稿された作品論文、作品ムービーの採否は、作品審査委員会が所管する審査によって決定する。

本審査において、作品審査委員会は投稿者に対し、作品の現物の提出あるいは現場審査のための案内を求めることができる。

作品論文のみの投稿の場合、作品審査委員会は投稿者に対し、作品論文を補足する映像資料の提出を求めることができる。

投稿者に対し、投稿された作品論文または作品ムービーについて修正を求めることができる。修正を求められた作品論文または作品ムービーが指定日を過ぎても再投稿されない場合は不採択となる。

作品審査委員会が採録を決定した作品論文、作品ムービーはその内容を変更できない。

第8条（掲載料）

投稿した作品論文の採録が決定されたとき、投稿者は当学会に対し別途定める「掲載費」を納入する。採録時点で学会本部事務局より請求される。

第9条（著作権等）

(1) 「作品集」に掲載された作品論文または作品ムービーの著作物の著作権は、原則として投稿者自身に帰属する。ただし、投稿者は自らの作品論文または作品ムービー等を、本作品集に採録決定後に他の媒体等において掲載その他利用したい場合には、当学会に通知する。当該掲載においてはその出典「作品集」情報を明記する。

(2) 投稿者は当学会に対し、「作品集」に掲載された作品論文または作品ムービー等について、当学会のウェブサイトに掲載する目的、および電子媒体等で公開する目的で、複製ま

たは公衆送信（送信可能化も含む）その他一切の利用を無償で地域または期間の限定なく許諾する。

- (3) 投稿者は当学会に対し、前項に定める当学会の利用に関し、著作権人格権を行使しないものとする。
- (4) 当学会は、「作品集」に掲載された作品論文または作品ムービー等を学会誌以外の媒体に掲載・販売するとき、学会誌を通じて、あるいは個別に投稿者（連絡代表者）に対してその旨連絡し、協議を行うものとする。
- (5) 投稿者は当学会に対し、作品論文または作品ムービーが第三者の著作権その他一切の権利を侵害しないことを保証する。万一第三者から権利侵害の申告等がなされた場合には、投稿者の責任と費用をもって対応を行うものとし、当学会に対し一切の迷惑をかけるものとする。
- (6) 作品論文または作品ムービーに関する意匠権、特許権、実用新案権等の工業所有権については、投稿者自身の責任と費用をもって管理するものとする。

第 10 条（原稿の提出先）

作品論文、作品ムービーの投稿先は「作品集審査委員会」とする。当委員会の住所と電子メールアドレスは役員の任期に従い変更する場合があるので、学会ウェブサイトの「作品投稿案内／作品集投稿手順」を必ず参照すること。

<http://jssd.jp/papers-and-works/post-works>

第 11 条（本規定の施行・改正）

本規定は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。なお、本規定の改正は、理事会の議を経て、作品審査委員会が行う。（平成 24 年 4 月 1 日制定、平成 25 年 5 月 18 日、平成 26 年 2 月 1 日、平成 26 年 3 月 15 日、平成 28 年 7 月 2 日、平成 29 年 7 月 5 日、平成 30 年 7 月 7 日一部改正）

<付記>

- ・「投稿料」は 1 件につき 3,000 円とする。
- ・「掲載料」は掲載頁数に関わらず一律 1 件 40,000 円とする。